特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

「平成30年5月 様式4]

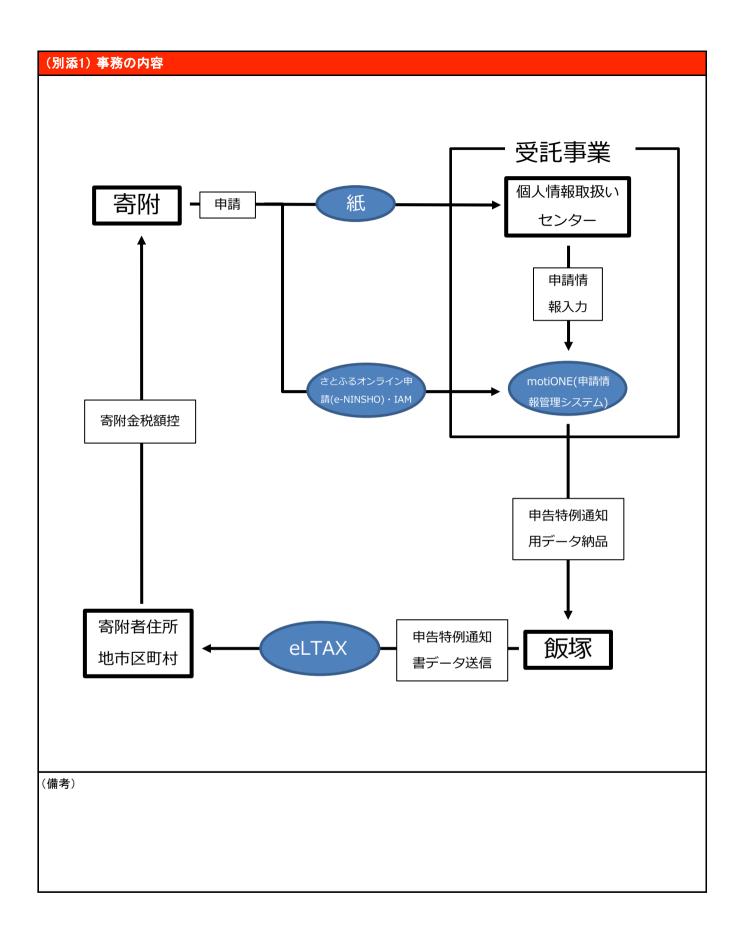
項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	
②事務の内容 ※	飯塚市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う所在地の市区町村に、申告特例通知書を送付	
③対象人数	<選択肢>(選択肢>1) 1,000人未満2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	さとふるオンライン申請(e-NINSHO)・motiONE・IAM	
②システムの機能	・特定個人情報を含む寄附者情報の管理 ・申告特例通知用データの作成	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
(3)他のクステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[]その他 ()	
システム2~5		
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名			
特例申請情報ファイル			
4. 特定個人情報:	ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要	寄附者の住所所在は を取り扱う。	也の市区町村長に寄附金	:控除に係る申告特例通知をするため、個人情報ファイル
②実現が期待される		⊌と提供先市区町村の所存 ニ実施することができる。	有する情報の紐づけが出来ることで、控除に関する事務
5. 個人番号の利力	∄ ※		
法令上の根拠	行政手続における特 ・第9条第1項 別表な		かの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
6. 情報提供ネット	ワークシステムによる情報	連携 ※	
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	-		
7. 評価実施機関	における担当部署		
①部署	特産品振興・ふるさん	と応援課	
②所属長の役職名	特産品振興・ふるさん	と応援課長	
8. 他の評価実施	幾関		
-			



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

特例申請	持例申請情報ファイル		
2. 基本	情報		
①ファイル	vの種類 <u>※</u>	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢>	
③対象と	なる本人の範囲 ※	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者	
	その必要性	寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため	
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉 [10項目以上50項目未満	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号	
	その妥当性	寄附金控除に係る申告特例の通知送付に必要な項目のみ収集する。国税関係情報、地方税関係情報についても飯塚市への寄附金に関する情報のみ収集。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成28年2月12日	
⑥事務担当部署		特産品振興・ふるさと応援課	

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人	
①入手元 ※			[]評価実施機関内の他部署 ()	
			[]行政機関・独立行政法人等 ()	
			[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
②入手方	法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
	774		[]情報提供ネットワークシステム	
			[O] その他 (さとふるオンライン申請(e-NINSHO)・IAM	
③入手の)時期・∜	頻度	寄附者からの申請により随時	
④入手に	係る妥	当性	地方税法 附則第7条第3項、地方税法施行規則 附則第2条の5第1項の規定に基づき、個人番号を載した申請書を入手する必要がある。	記
⑤本人^	の明示	ŧ	申請書および申請書の説明資料に手続きには個人番号が必要となることを明示している。	
⑥使用目的 ※			寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため。	
	変更の妥当性			
	変更0	D妥当性	-	
)妥当性 使用部署 ※	特産品振興・ふるさと応援課	
⑦使用の			- 特産品振興・ふるさと応援課 - <選択肢>	
⑦使用の		使用部署	<選択肢> 2)10人以上50人未満 1)10人未満 2)20人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満	
⑦使用の ⑧使用力)主体	使用部署 ※ 使用者数	<選択肢> 2)10人以上50人未満 1)10人未満 2)20人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満	
)主体	使用部署 ※ 使用者数		
	5法 ※	使用部署 ※ 使用者数		
	方法 ※	使用部署	(選択肢) 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 8所者のうち、寄付金控除に係る申告特例申請書(第55号の5様式)の提出があった者を対象とし、該寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金税額控除の適用のため、申告特例申請書に記入さた個人番号等の情報を寄附金控除に係る申告特例通知書(第55号の7様式)として通知送付する。	
	D主体 情報 情報 作業 相利	使用部署 ※ 使用者数	(選択肢) 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 6) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 6) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 6) 500人以上 6) 500人来满 6) 1,000人以上 6) 500人来满 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6) 6)	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(委託する () ((() (() (())) (
委託事項1		寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する業務
①委託内容		寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する業務において、寄附者から送付された情報の入力作業等を委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	〈選択肢〉[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
	その妥当性	申告特例通知用データの作成にあたり、特定個人情報ファイルの全体を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>50人以上100人未満3)50人以上100人未満4)100人以上50人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [O] その他 (motiONE・IAM)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、本市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。
⑥委託先名		シフトプラス株式会社
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2~5		
委託	事項6~10	
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (308,446)件 [] 移転を行っている ()件
是 (大 · 19年407年 無	[] 行っていない
提供先1	ワンストップ特例申請者の居住する市区町村
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	市町村民税、道府県民税の賦課決定事務
③提供する情報	通知日、住所、氏名、フリガナ、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙徒供力法	[] コラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (eLTAX(地方税ポータルシステム)
⑦時期·頻度	毎年1月に1回、対象は約1,500自治体。提供は、eLTAX(地方税ポータルシステム)により実施。
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1		
①法令上の根拠	T	
②移転先における用途		
③移転する情報	Ž	
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな	
		[]庁内連携システム []専用線
6 移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19 ₹17 7 Δ		[] フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	5	
移転先16~20)	
6. 特定個人物	青報の保管∙	消去
①保管場所 ※		【紙】 委託先の機密文書のセキュリティ管理に特化した倉庫に保管・情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014・プライバシーマーク・日本工業規格(JISQ15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを独自で制定 【電子データ】 LGWAN経由非公開ネットワーク内のデータベースへ用いた管理システムにて保管
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法 第17条の5第1項の規定に準拠する。
③消去方法		紙は施錠された書庫において保管し、飯塚市文書管理規程に基づき、保存期間満了後廃棄する。 電子データについてもデータベースから完全削除する。
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
特例申請情報ファイル 自治体コード、通知年月日、回送先団体コード、回送先市区町村長、回送元団体コード、回送元市区町村長、連絡先組織名、連絡先 電話番 号、年分、住所、フリガナ、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額
電話番 号、年分、住所、フリガナ、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

特例申請情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

Jスク1: 目的外の入手が行われるJスク		
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	申請者が、申請書を特産品振興・ふるさと応援課宛に郵送、または直接持参したもののみ受付ける(入手する)。市役所に届いたものの、宛先特産品振興・ふるさと応援課宛であるか不明な郵便物は、マイナンバーの研修を受講した総務課の職員が開封し、特産品振興・ふるさと応援課へ分配したものを受け取る。	
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	地方税法 附則第7条第3項に規定された事項のみを記載した申請書を受理している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	【選択肢>	
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人からの申請のみ受け付けており、申請書および申請書の説明資料に手続きには個人番号が必要となることを明示している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カードとその他本人確認書類で本人確認を行っている。	
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カードの写しを申請の添付資料として受付しており、申請書記載の個人番号と相違がないか確認をしている。個人番号カードがない場合は、個人番号記載の住民票の写し等個人番号の確認が 出来る資料を添付してもらっている。	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	個人番号カード、その他本人確認書類と申請書記載内容を突合し確認している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	【	
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	紙の申請書は機密文書のセキュリティ管理に特化した倉庫に保管し管理している。 電子データについては、インターネットに接続しないサーバー上で管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提	提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

寄附者が、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の取りやめなど申し出た場合は返却若しくは廃棄する必要があるため、速やかに相手方と協議する。提出期限である翌年1月10日を過ぎた申請書は受理できない。このため、申請者にその旨を連絡している。

3. 特定個人情報の使用			
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措 置の内容		インターネットに接続しないサーバー上で、当該事務に必要な情報のみ入力し、紐づける。	
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		申請情報管理システム(motiONE)では、申告特例通知用データの作成を行う上で必要な情報のみを 保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐づけが行われることはない。	
その作	也の措置の内容	_	
リスク	への対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーサ	デ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	パスワード認証によりネットワークへの接続を管理している。	
アクセ 管理	zス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行っている。 業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権は不要となった日に権限を削除している。	
アクセ	2ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行っている。 業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権は不要となった日に権限を削除している。	
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない	
	具体的な方法	ユーザIDごとにログイン日、処理日、処理内容等をアクセスログとして記録している。	
その作	也の措置の内容	-	
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	3: 従業者が事務外で		
リスクに対する措置の内容		ユーザIDごとにログイン日、処理日、処理内容等をアクセスログとして記録している。 また、作業従事者については作業終了後、作業途中の離席の際には、ログアウトするよう徹底してい る。	
リスクへの対策は十分か		[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	4: 特定個人情報ファイ	/ /ルが不正に複製されるリスク	
リスク	に対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。また、バック アップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。	
リスク	への対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定值	固人情報の使用における	その他のリスク及びそのリスクに対する措置	

ログインID、パスワードが他人に知られると、マイナンバーを含むファイルが漏洩する恐れがある。パスワードは、人目に付く場所にメモしたり、簡単なパスワードは設定しない。入力作業と確認作業は必ず別の者が行うようにし、作業途中で離席する場合は、マイナンバーを見られる可能性があるため、ファイルを閉じて離席する。

4. 特定個人	、情報ファイル	の取扱し	ゝの委託			[]	委託しない
委託先による 委託先による	特定個人情報の 特定個人情報の で後の不正な使	の不正な打 の保管・消	手・不正な使用に関す 提供に関するリスク 対去に関するリスク スク	るリスク			
情報保護管理体制の確認		び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	呆持契約書の締結 ∙の入退館は電子錠(♪	Cカード)に 置し、電子 理 録画管理 ・込禁止 る管理	そ錠(ICカ─ド)にて入退室を制		教育・研修の実施及
特定個人情報 覧者·更新者の	プァイルの閲 D制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限	していない
具体的	な制限方法	・取り扱	人情報取扱区域を設 い区域内の端末ごとに ードによる管理システ	こパスワー		限	
特定個人情報 扱いの記録	プァイルの取	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録	を残していない
具体的	な方法		ネット施錠確認書によっ ステムの操作ログの(
特定個人情報	るの提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない
委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法		原則として他者に提供することはない					
提供に	と委託先間の 関するルール 及びルール遵 認方法		Nを通じてのデータ提信を利用しての現物提信 を利用しての現物提信 ない。				
特定個人情報	の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない
	の内容及び 遵守の確認方	書面に。		上、管理シ	ノステムのデータベースを削除	:	
	ロの特定個人情 双扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない
規定の	内容	の措置、	特定個人情報等の管	营理、目的	育の実施、守秘義務、再委託 外利用及び第三者への提供の 査及び検査、事故時の対応		
	る特定個人情 適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない		に行っている 託していない
具体的	な方法	-					
その他の措置	の内容	-					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分	である
特定個人情報	プァイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリ:	スク及びそ	そのリスクに対する措置		
_							

5. 特	定個人情報の提供・移	転(委託や	情報提供ネットワー	ークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転だ	が行われる!	ノスク				
特定(の記録	固人情報の提供・移転 ^表	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	録を残していない
	具体的な方法	提供データ	の送信内容・送信	日等の記録			
	園人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	を、申請者 転はない。	が居住する自治体 提供のルールの内 と送付する前に必す	へ通知デ- 7容は、申記	系る申告特例(ふるさと納税 ータもしくは通知書を送付す。 青書原本と申請者が居住する こと、通知データ作成を実施	る特定個ノ る自治体へ	し情報の提供がある。移 、送付する通知データ
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が行	うわれるリスク				
リスク	に対する措置の内容		ま用のシステムは専 、所属長立ち合い。		からしかアクセス出来ず、端 している。	末を使用し	_特定個人情報の提供
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してし	まうリスク、誤った木	目手に提供	・移転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容				へ送付する通知データ(通知 実施した者以外が複数人で		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
特定(対する		委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通	通 じた提供を除く。)における	その他の!	リスク及びそのリスクに
_							

L

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリス	ク						
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク7: 誤った情報を提供し	、てしまうリスク、誤った相手に提信	共してしる	まうリスク					
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステム	▲との接続に伴うその他のリスク®	びその	リスクに対する措置					

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵 3)十分に遵守していない 4)政府機関						
②安全	全管理体制	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整 3)十分に整備していない	備している					
③安全	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整 3)十分に整備していない	備している					
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周: 3)十分に周知していない	知している					
⑤物理	里的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行・ 3)十分に行っていない	っている					
具体的な対策の内容		【紙】 委託先の機密文書のセキュリティ管理に特化した倉庫に保管 ・情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014 ・ブライバシーマーク ・日本工業規格(JISQ15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを独自で制定 【電子データ】 HDDに格納し、鍵付キャビネットに保管 キャビネットは必ず施錠し、開錠の際は責任者が管理する鍵で行う。						
⑥技 征	析的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っ 3)十分に行っていない	っている					
具体的な対策の内容		・システム間通信の暗号化 ・サーバ・OS・WEBアプリケーションへのサイバー攻撃対策 ・システムへはユーザID / パスワードによる認証実施 ・アクセスログの保管による操作の記録 ・LGWAN-ASPサービスのため、一般インターネットユーザーはアクセス不可						
7/19	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っ 3)十分に行っていない	っている					
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている] 〈選択肢〉 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行 3)十分に行っていない	っている					
施機関	去3年以内に、評価実 引において、個人情報に 重大事故が発生した	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし						
	その内容	_						
	再発防止策の内容	-						
⑩死者	者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していな	い					
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。						
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク	72: 特定個人情報が古	い情報の	まま保管され続ける	リスク			
リスク	パに対する措置の内容	特定個人情報ファイルは年度ごとにファイリングし管理しており、寄附者住所地市区町村へデータ提供後はデータ更新する必要はない。次年度以降同一の寄附者より申請があった場合は、新年度にファイリングされるため、旧情報と混在することはない。					
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	73: 特定個人情報が消	i去されず	いつまでも存在する	リスク			
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	申請書等は、施錠された書庫において保管し、飯塚市文書管理規程に基づき、保存期間満了後廃					
その作	他の措置の内容	_					
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定值	個人情報の保管・消去に	おけるそ	の他のリスク及びそ	のリスクに	対する措置		
-							

Ⅳ その他のリスク対策※

	17 ての他のウスク対象 ※					
1. 監	查					
①自i	己点検	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	6 2) 十分に行っている
		<本市における措施 年1回、自己点検チ における遵守状況を	・ェックリストを	E対象課	こ提出させ、当該チェックリス	トに基づき職員の自己点検項目
	具体的なチェック方法	く中間サーバー・ブ 運用規則等に基づ的 に自己点検を実施っ	き、中間サー	·バー・プ ⁻		職員及び事業者に対し、定期
②監	<u></u>	[十分に行	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	ら 2) 十分に行っている
	具体的な内容	おこなう。監査により く中間サーバー・フ	ſルの取扱い タ指摘された。 ゚ヲットフォー♪	事項は、 ムにおけ		
2. 彼	・ 業者に対する教育・	 				
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行	_]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	6 2) 十分に行っている
具体的な方法		年度実施し、個人情キュリティに対する。・新規採用職員を対・職員の知識の向」いる。 く中間サーバ・プラッこととしている。	た情報セキュ 情報の取扱い 意識の向上を け象としたセキ こを目的とした ットフォームロ ルフォームの	を含めたことであっている。これはいる。これはいる。	:情報セキュリティに関する基を いる。 研修を毎年実施している。 Fラシー研修を毎年度おこない 措置>	個人情報セキュリティ研修を毎 礎的な知識の習得及び情報セ 、、職員のレベルアップを図って 、セキュリティ研修等を実施する

3. その他のリスク対策

く中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシー

の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
①請求先		〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 総務部総務課 0948-22-5500(代)							
②請求	求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付け	ける。						
	特記事項	手続きについては、個人情報の保護に関する法律による。							
③手数料等		[無料] <選択肢> (手数料額、納付方 法:	斗)						
④個人情報ファイル簿の公 表		[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っ	っていない						
	個人情報ファイル名	-							
	公表場所	-							
⑤法令による特別の手続		-							
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等		-							
2. 特定個人情報ファイル		・ ・の取扱いに関する問合せ							
①連絡先		〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 経済部 特産品振興・ふるさと応援課 0948-96-8542							
②対/	芯方法	問い合わせの受付時に、対応について記録を残す。							

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	対象事案についてパブリック・コメント手続きを実施する旨を市ホームページにおいて周知する。意見は郵便、ファクシミリ、電子申請、情報管理課への持参および本庁情報公開コーナーや各支所に設置している意見箱への投函にて受け付ける。
②実施日·期間	令和6年11月14日~令和6年12月13日
③期間を短縮する特段の理 由	-
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の)承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

	/ 久文画///				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	1法令上の根拠	第9条第1項及び第3項 別表第一 16の項	第9条第1項別表24の項		
令和6年11月11日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間 期間	5年	6年以上~10年未満		
令和6年11月11日	V-1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 ②請求方法	飯塚市個人情報保護条例の規定	個人情報の保護に関する法律		
令和6年11月11日	①連絡先	0948-22-5500(代)	0948-96-8542		
令和6年11月11日	VI-1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年3月1日	令和6年11月11日		
令和6年11月11日	Ⅵ-2. 国民・住民からの意見 の聴取 ②実施日・期間	令和5年3月28日~令和5年4月28日	令和6年11月14日~令和6年12月13日		